

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	被災海域における種苗放流支援事業				担当部局庁		水産庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成27年度				担当課室		増殖推進部栽培養殖課 漁港漁場整備部計画課		栽培養殖課長 前 章裕 計画課長 宇賀神 義宣		
会計区分	一般会計				施策名		⑮水産資源の回復				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		復興基本方針 水産復興マスタープラン(平成23年6月) 水産基本計画(平成19年3月20日閣議決定)				
事業の目的	東日本大震災により被災県の主力漁獲物である、アワビ、ウニ、ヒラメ等の放流用種苗を生産している各県の種苗生産施設が壊滅的被害を受けており、将来の漁獲が大きく落ち込むことが懸念されている。このため国が被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により、放流尾数を確保するために必要な経費を支援する必要がある。										
事業概要	種苗生産施設を復旧・復興し、種苗放流を行う体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により放流尾数を確保するとともに放流種苗が速やかに放流海域に適応させるため放流種苗が棲息するための環境を整える取り組みや被災漁港における新たな増殖場開発に対し支援する。 (補助率:定額、1/2、2/3)										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		2,161		2,161		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(28年度)						
	震災前の水揚げ金額13,753百万円(サケ、アワビ、ウニ、ヒラメで算出)に戻す		百万円		13,753		①棲息環境整備箇所数 ②種苗放流尾数 ヒラメ アワビ ウニ サケ		箇所 万尾	(26) 222 700 184 22,200	
単位当たりコスト	157,140 (円/水揚げ金額100万円)				算出根拠		第3次補正予算要求額2,161,143千円/被災前の水揚げ金額(サケ、アワビ、ウニ、ヒラメ)13,753百万円(平成21年度)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げられている「地域水産業の復旧のための支援」や「漁場・資源の回復」に資するものである。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						早期に漁業を再生し、漁業者が収入を得るためには、種苗放流による資源造成に資する取組は必要不可欠のものであり、将来の漁獲を確保することからも優先度が高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						将来の漁獲が大きく落ち込むことが懸念されるので、被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入等により資源の維持を図る。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災県の被害状況及び栽培漁業関係者の意向を把握した上で、被災県の種苗生産体制が整うまでの間、被災県における将来の漁獲を確保するために必要な最低限の経費を計上したものであり、費用対効果等の検証は行っている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						国は被災地の漁業を復興させるため本事業の適切な執行のための指導・監督を行う。県は県内の栽培漁業関係者のニーズを踏まえて県内の栽培漁業の復興に責任を持って対応する。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						被災県の種苗生産施設が整うまでの間(水産業共同利用施設復旧整備事業のうち・種苗生産施設関係)、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により、放流尾数を確保するための支援を行っているところ。種苗生産体制が整い次第種苗の放流尾数を見直すこととしている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						公募や総合評価等の所定の方式により、透明性を確保した事業執行を行う予定である。					